内閣委員会

内閣調査室

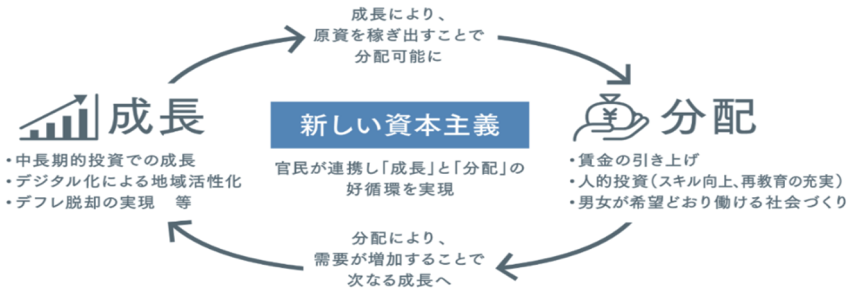
１　経済財政政策

(1) 岸田内閣の方針

令和３年10月に発足した岸田内閣は、市場に任せればうまくいくという新自由主義的な政策については富めるものと富まざるものとの深刻な分断を生んだという弊害が指摘されており、世界では、中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく、新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっているとの認識を示し、その上で、成長戦略と分配戦略を車の両輪として、「新しい資本主義」の実現を目指すとの方針を示した[1]。

「新しい資本主義」とは、社会課題の解決に向けた取組自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものであるとされた[2]。

（図表）新しい資本主義のイメージ



（出所）政府広報オンラインＨＰ

(2) 石破内閣の方針

令和６年10月に発足した石破内閣は、日本経済が、デフレを脱却するかどうかの瀬戸際にいるという認識を示し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するため、岸田内閣で進めてきた成長戦略を着実に引き継いでいく方針を示した[3]。

ア　新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」は、成長と分配の好循環を目指す複数年度にわたる計画であり、岸田内閣時の令和４年６月に閣議決定された後、３度改訂されている。

令和７年６月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、賃上げこそが成長戦略の要であり、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要であ

1　第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和３年10月８日）

2　「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）

3　石破内閣総理大臣記者会見（令和６年10月１日）

るとの認識の下、2029年度までの５年間で、実質賃金で年１％程度の上昇を賃上げの新たな水準のノルム（社会通念）として我が国に定着させることを目標に掲げた。このため、我が国の雇用の７割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組むとした。

イ　経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）

令和７年６月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太方針2025」という。）では、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する成長型経済の実現を目指すとの方針を示した。

また、人中心の国づくりを進め、国民一人一人が、ウェルビーイング（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を築くとして、政府自ら、予算・税制における基準額等の点検、公定価格の引上げ、官公需における価格転嫁を省庁横断的に推進するとともに、歳出改革努力を継続しつつ、経済・物価動向等を踏まえ、予算編成において適切に反映するとした。

政府は、これらの政策を推進し、経済再生と財政健全化の両立を進め、2040年頃に名目ＧＤＰ（国内総生産）1,000兆円程度の経済が視野に入るよう取り組むこととしている[4]。

(3) 物価高への対応等

世界規模の物価高騰が見られる中、我が国においては、円安の進行とも相まって、輸入物価の上昇を通じて、エネルギー・食料品を中心としたコストプッシュ型の物価上昇が生じた。こうした生活に身近な商品の値上がりが続く事態に対し、政府は、累次にわたり対策を講じてきた。

令和６年 11 月 22 日には、①日本経済・地方経済の成長（賃上げ環境の整備等）、②物価高の克服（低所得者世帯への支援等）、③国民の安心・安全の確保（自然災害からの復旧・復興等）の３本の柱で構成される「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定され、同年 12 月 17 日には、同対策の裏付けとなる令和６年度補正予算が成立した。

さらに、令和７年９月５日、石破内閣総理大臣は、物価高や米国の関税措置による影響に対応するための経済対策を今秋に策定する方針を表明した。その際、賃上げが物価上昇を安定的に上回るまでの間、困窮する人を支援するための対応が必要であるとした上で、参議院選挙で与党が公約とした現金給付についても検討を行い、野党との協議を進める考えを示していた[5]。なお、自由民主党においては、同月、総裁としての石破総理からの指示

[4] 令和７年第８回経済財政諮問会議 第36回新しい資本主義実現会議 議事要旨（令和７年６月13日）10頁

[5] 石破内閣総理大臣記者会見(最低賃金の各都道府県における引上げ等についての会見)(令和７年９月５日)、『日本経済新聞』(2025.9.6)

によりこれまでの物価高対策について検証が行われた結果、低所得者向け給付や自治体を支援する交付金で大幅に遅れているケースがあり、手続や実施時期に関し、国と自治体との意思疎通で更に早められる余地があるとされた[6]。政府は、今後の物価高対策について、当該検証を含め、与党における検討や野党との協議の状況などを踏まえながら検討を進めていくとしている[7]。

また、政府は、米国の関税措置に関し、令和７年４月に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ[8]」に基づき、相談体制の整備、影響を受ける企業への資金繰りを始めとした支援の強化等に取り組んでいるが、米国の通商政策による景気の下振れリスクには留意が必要であるとし、７月22日の日米間の合意を踏まえ、引き続き必要な対応を行いながら、経済財政運営に万全を期すとしている[9]。

２　経済安全保障

(1) 経済安全保障推進法

ア　概要

政府は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要であるとしている。このような状況の下、令和４年５月、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済安全保障推進法[10]が制定された。

同法は、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設するもので、具体的には、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の４分野に関する制度を創設するものである。同法は段階的に施行され、令和６年５月には全ての制度の運用が開始された。

骨太方針2025では、同法附則に基づき、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する観点から、同法の見直しについて、早急に検討することとされている[11]。

イ　ＧＯＣＯ（国有施設民間操業）スキームの導入

上記「①重要物資の安定的な供給の確保」に関する制度は、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、「特定重要物資」として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援（融資、助成等）することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靭化を図るものである。また、民間事業者等への支援では安定供給確保が困難な場合は、「特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」（特別特定重要物資）として指定し、国が備蓄等の必要な措置を講ずることとされている。

6　『ＮＨＫニュース』（2025.9.11）、『日本経済新聞電子版』（2025.9.26）

7　林内閣官房長官記者会見（令和７年９月29日午前）

8　令和７年４月25日米国の関税措置に関する総合対策本部決定

9　内閣府「月例経済報告」（令和７年９月29日）

10　「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和４年法律第43号）

11　「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定）32頁

令和７年２月には、パンデミックによる緊急時など、民間企業の取組のみでは重要物資の安定供給確保が困難な場合に備えるため、特別特定重要物資に対して講ずることができる措置の一つとして、政府が民間企業の工場等の施設を取得・保有し、物資の生産等を民間企業に委託することなどを可能とする仕組み（ＧＯＣＯスキーム）が導入された[12]。

ウ　基幹インフラ制度の対象分野の追加に向けた検討

上記「②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」に関する制度（基幹インフラ制度）は、基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、電気、ガス等[13]、法定された分野の中から政令で定める事業については、一定の基準に該当する事業者が重要設備の導入等をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度である。

政府は、「医療分野」の基幹インフラ制度への追加について検討を進めており、骨太方針2025では、医療ＤＸシステムの開発・運用主体になる「社会保険診療報酬支払基金」と、「医療機関」の追加について検討を行うこととされている[14]。なお、令和７年９月、厚生労働省は、社会保障審議会医療部会において、「社会保険診療報酬支払基金」及び「高度な医療（救命・災害医療等を含む。）を提供する能力等を有する医療機関」を基幹インフラ制度の対象とする案を示している[15]。

エ　重要技術戦略研究所（仮称）の設立に向けた動き

上記「③先端的な重要技術の開発支援」に関する制度は、先端的な重要技術（特定重要技術[16]）の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託等の措置を講ずる制度である。このうち、調査研究業務の委託に関しては、特定重要技術の見定めやその研究開発等に資する調査研究を、内閣総理大臣が一定の能力を有する機関（特定重要技術調査研究機関）に委託し、当該機関に守秘義務を求めることとされている。

この点、内閣府は、「第６期科学技術・イノベーション基本計画[17]」等に基づき、「重要技術戦略研究所（仮称）」（安全・安心に関するシンクタンク）について、令和８年度中をめどに設立することを目指し、準備を進めている。同研究所は、①調査分析・政策提言、②人材育成、③ネットワーク構築の３つの機能を一体的に実現するものであり、経済安全保

12 政府は、新たな仕組みを直ちに適用すべき事案は存在しないとしている（城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和７年２月14日））。ＧＯＣＯは、Government-Owned, Contractor-Operatedの略。

13 ①電気、②ガス、③石油、④水道、⑤鉄道、⑥貨物自動車運送、⑦外航貨物、⑧港湾運送、⑨航空、⑩空港、⑪電気通信、⑫放送、⑬郵便、⑭金融、⑮クレジットカードの15分野。港湾運送は、令和６年５月の経済安全保障推進法改正により追加された（令和７年４月施行）。

14 前掲注11

15 厚生労働省「基幹インフラ制度への医療分野の追加について」（第118回社会保障審議会医療部会（令和７年９月19日）資料）４頁、『日本経済新聞電子版』（2025.9.19）

16 将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合に国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの等。

17 令和３年３月26日閣議決定

障推進法上の特定重要技術調査研究機関の主要な候補としても期待されている。[18]

(2) 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度

セキュリティ・クリアランス制度とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報にアクセスする必要がある者に対して政府による調査を実施し、その信頼性を確認した上でアクセスを認める制度である[19]。

政府は、安全保障の概念が経済・技術分野にも拡大し、安全保障のための情報に関する能力の強化が一層重要となる中、経済安全保障分野においても、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じ、情報保全の更なる強化を図る必要があるとし、令和６年５月、政府保有の経済安全保障上の重要な情報を保護・活用するための制度を創設する重要経済安保情報保護活用法[20]が制定された（令和７年５月施行）。

同法は、経済安全保障上の重要な情報（重要経済安保情報[21]）の保護及び活用に関し、必要な事項を定め、漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするもので、その主な内容は以下のとおりである。

○重要経済安保情報の指定（例：サイバー脅威・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）
○一定の基準を満たす民間事業者（適合事業者）との契約による重要経済安保情報の提供
○重要経済安保情報の取扱いの業務は情報漏えいのおそれがないと認められた者に制限
○行政機関の長は、本人同意の下、内閣総理大臣（内閣府）による一元的な調査の結果に基づき情報漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施
○重要経済安保情報の漏えい等に対する罰則の整備
○重要経済安保情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（運用基準）の策定[22]
○政府は、毎年、重要経済安保情報の指定等の運用状況について国会に報告・公表

(3) 総合的なシンクタンク機能の構築に向けた検討

政府は、安全保障の裾野が経済分野に急速に広がりつつある中、いわゆる外交、情報、防衛、経済、技術といった分野を含め、総合的に経済安全保障を推進していく観点が極めて重要であるとしており、国家安全保障局を中心に、関係省庁が連携して、経済安全保障全般の政策提言を行う「総合的なシンクタンク機能」の構築を目指して検討が行われてい

[18] 「統合イノベーション戦略2025」（令和７年６月６日閣議決定）13頁、城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和７年５月13日） 等

[19] これまでセキュリティ・クリアランス制度を規定している法律は「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）のみであったが、同法では、特定秘密として指定できる情報の範囲が、防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止の４分野に関する一定の要件を満たす事項に限られており、経済安全保障に関する情報は必ずしも明示的に保全の対象となっていない。

[20] 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和６年法律第27号）

[21] 重要なインフラや物資のサプライチェーンに関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの。

[22] 令和７年１月、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」が閣議決定された。

る[23]。この点に関し、骨太方針2025では、産業が抱えるリスクについて点検し、経済インテリジェンス能力や総合的なシンクタンク機能を含む対応の強化や重要インフラの強靱化に取り組むこととされている[24]。

３　国家公務員制度

(1) 令和７年人事院勧告

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則（職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するよう随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならない）[25]に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

令和７年８月７日、人事院は、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告とともに、国家公務員の給与改定についての勧告を行った。

【勧告及び報告の主な内容】※ ①～④は、一般職給与法[26]等の改正が勧告された事項

① 民間給与との較差[27]解消のため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る俸給表の引上げ改定（平均3.3％）を行う。

② 特別給（ボーナス）の支給月数を0.05月分引き上げ年間4.65月分とする。

③ 本府省業務調整手当について、本府省の職員の職責が重くなっていることを踏まえ、幹部・管理職員を新たに支給対象に加え月額51,800円を支給する。また、課長補佐級の手当額を月額10,000円、係長級以下の手当額を月額2,000円引き上げる。

④ 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間における支給状況を踏まえ、65km以上から100km以上までの距離区分（５km刻み）を新設し、現行の「60km以上」までの距離区分についても200円から7,100円までの幅で引き上げるとともに、月額5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する手当を新設する。

⑤ 優秀な人材の確保・定着を目的に、職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討し、令和８年夏に措置の骨格を、令和９年夏に具体的な内容を報告する。

(2) 勧告後の動き

人事院勧告を受け、政府は、同日、給与関係閣僚会議[28]を持ち回りで開催した。林内閣官房長官は、「人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、国家公務員の人材確保の重要性も踏まえ、更に検討を進めていただきたい。」とした[29]。

[23] 城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和７年６月３日）

[24] 前掲注11

[25] 「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）第28条第１項

[26] 「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）

[27] 較差算出に当たり、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較のための対象企業規模が「50人以上」から「100人以上」に、本府省職員と対応させる東京23区・本店の企業規模が「500人以上」から「1,000人以上」に引き上げられた。

[28] 平成５年９月21日閣議口頭了解

[29] 令和７年８月７日給与関係閣僚会議議事要旨

今後は、同会議において国家公務員の給与等の取扱いについての決定がなされ、一般職給与法等の改正及びその内容に沿った特別職給与法[30]の改正を行うため必要な法律案が閣議決定を経て国会に提出される見込みである。

４　ストーカー対策

(1) ストーカー規制法[31]の概要

特定の相手方に対する執拗なつきまといや、無言電話等の嫌がらせを繰り返す、いわゆるストーカー行為は、それ自体が相手方に不安を覚えさせるとともに、次第に行為がエスカレートして相手方の生命、身体等を害する事態にまで至ることも少なくない。こうしたストーカー事案が大きな社会問題となる中、平成12年、つきまとい等を同一の者に対し反復して行うストーカー行為を処罰対象とするほか、つきまとい等を行った者に対する警告、警告に従わない場合の禁止命令等、ストーカー行為等の相手方に対する援助[32]等を内容とするストーカー規制法が成立した。

ストーカー規制法については、法制定後も、その時々の情勢を踏まえて所要の改正が行われており、平成25年改正では、電子メールの連続送信行為の規制対象行為への追加、被害者の申出による禁止命令等など被害者の手続への関与の強化等、平成28年改正では、ＳＮＳメッセージの連続送信行為等の規制対象行為への追加、警告前置の廃止や緊急時の禁止命令等に係る制度の創設等、令和３年改正では、ＧＰＳ[33]機器等を用いて位置情報を承諾なく取得する行為等の規制対象行為への追加、禁止命令等について書類を送達して行うこととする規定の整備等の措置が講じられた。

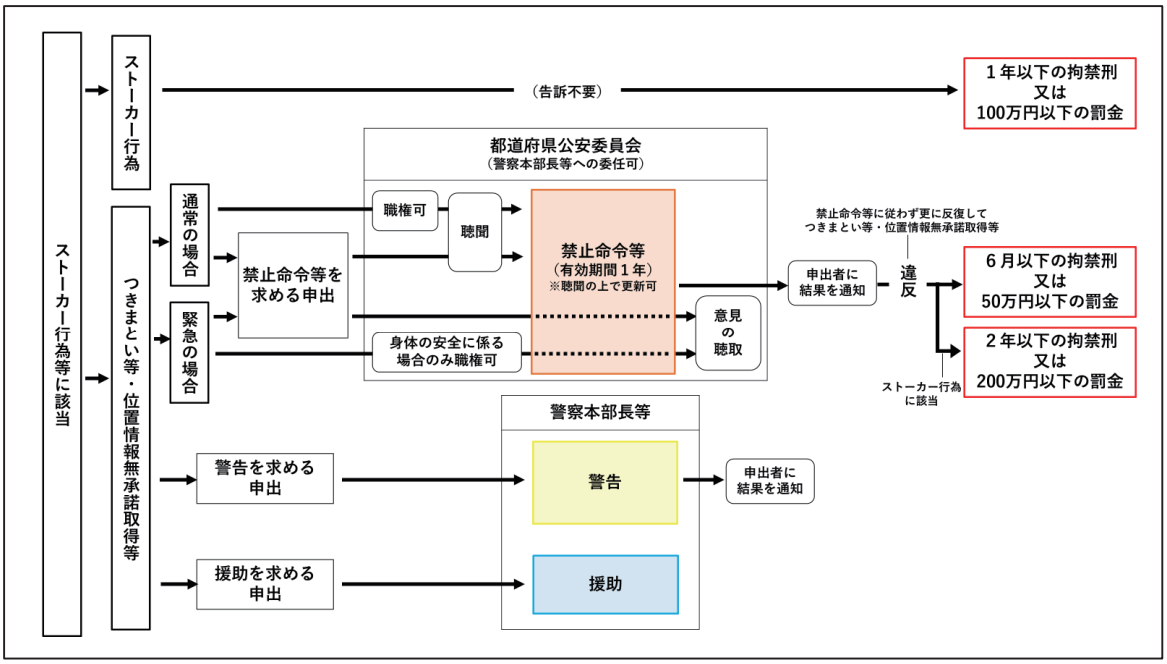
30　「特別職の職員の給与に関する法律」（昭和24年法律第252号）

31　「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）

32　ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示、被害防止交渉を円滑に行うために必要な事項の連絡、防犯ブザー等の教示又は貸出し等（ストーカー規制法第７条１項及び同法施行規則第15条各号）

33　ＧＰＳ（Global Positioning System：全地球測位システム）とは、人工衛星が発する電波により、地球上の現在地を正確に測定するシステムをいう。

（図表）現行のストーカー規制法の概要

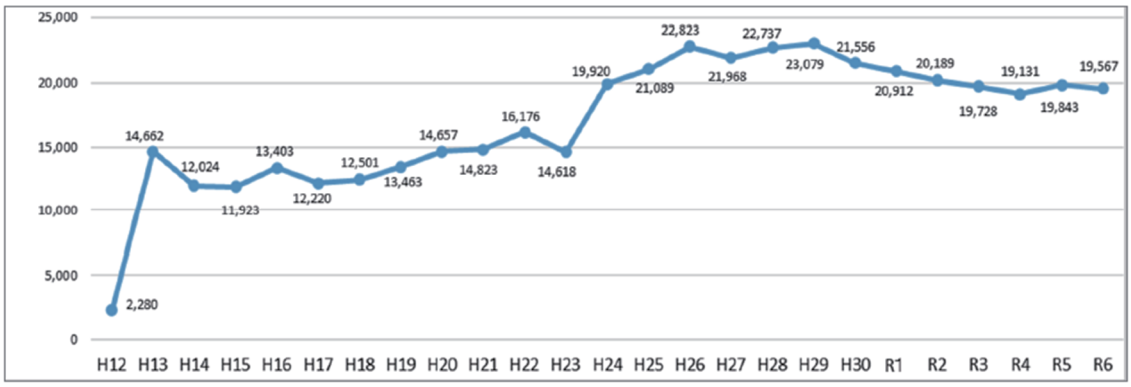


（「令和３年版犯罪被害者白書」等を基に当室作成）

(2) ストーカー事案の現状とその対策

ストーカー事案の相談等件数は、平成24年以降、概ね２万件前後で推移し、高止まりが続いている。

（図表）ストーカー事案の相談等件数の推移



注）平成 12 年は、ストーカー規制法の施行日（11 月 24 日）以降の件数

（出所：警察庁「令和６年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」）

こうした状況の下、政府では、令和４年に改訂された「ストーカー総合対策[34]」に基づき、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究・広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進、支援等を図るための措置を柱として、関係省庁が連携してストーカー対策を推進している。

[34] 平成27年３月20日策定（ストーカー総合対策関係省庁会議）、令和４年７月15日最終改訂

(3) 近時の課題と法改正に向けた動き

令和７年４月、神奈川県川崎市において、元交際相手からのストーカー被害を警察に訴え、その後行方不明となっていた女性が遺体で発見されるという事件が発生した[35]。神奈川県警察が行った同事件に関する一連の対応についての検証では、被害者の女性やその親族から人身安全関連事案としての相談等を受けていたにもかかわらず、被疑者に対する警告・禁止命令等の措置や被害者の安全を確保する措置を講じる機会を逸していたほか、ストーカー被害の相談対応、行方不明後の対応のいずれも危険性・切迫性を過小評価するなど、警察が不適切な対応を重ねていたことが明らかとなった[36]。

また、現行法では、警告を出す場合に被害者からの申出を必要としているが、被害者が加害者からの報復を恐れたり、深刻な事態に発展するおそれに気付かないことで、警察の介入を求めないケースがあるほか、職権により行うことが可能な禁止命令等については、行政処分に当たることから、十分な証拠収集に時間を要する側面があると指摘されている[37]。

加えて、近年、ストーカー事案において、相手方の使用する自動車や鞄等に「紛失防止タグ」をひそかに取り付けて相手方の行動を把握しようとする手口が広がっており、令和６年のＧＰＳ機器や紛失防止タグを使用したストーカー被害の相談件数883件のうち、370件が紛失防止タグを利用したもので、前年（196件）の２倍近くとなっている[38]。しかしながら、現行法が「位置情報を記録し、又は送信する機能を有する装置」を規制対象としているところ、紛失防止タグは、主にBluetooth等の近距離無線通信技術を利用し、タグが発する信号を検知した周囲のスマートフォン等を介してその位置を特定する仕組みとなっており、タグ自体が位置情報を発信しているものではないため、規制の対象外となっているとされる[39]。

こうした状況を踏まえ、警察庁は、ストーカー規制法について、被害者からの申出がない場合でも、警察の職権で加害者に警告することを可能とするとともに、「紛失防止タグ」を使用して、承諾を得ずに相手方の位置を特定する行為を規制対象行為に追加する方向で検討しており、臨時会への改正法案の提出を目指すと報じられている[40]。

35 被疑者は、同年５月に死体遺棄罪で逮捕され、その後の捜査を受け、同月にストーカー規制法違反で逮捕され、同年７月に殺人罪で逮捕された。

36 神奈川県警察「神奈川県川崎市内におけるストーカー事案等に関する警察の対応についての検証結果等報告書」（令和７年９月）。なお、神奈川県警察は、ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等を検討したものの、被害者の意向確認や手続を速やかに行えなかった上、被害者が一時所在不明となる事案が発生したため、警告・禁止命令等の措置を講じる機会を逸したとしている（同報告書８頁）。

37 『読売新聞』（2025.8.29）、『毎日新聞』（2025.8.31）

38 『読売新聞』（2025.6.6）

39 『日本経済新聞』（2025.8.20）

40 『東京新聞』（2025.8.30）、『読売新聞』（2025.8.29）等

５　個人情報保護制度

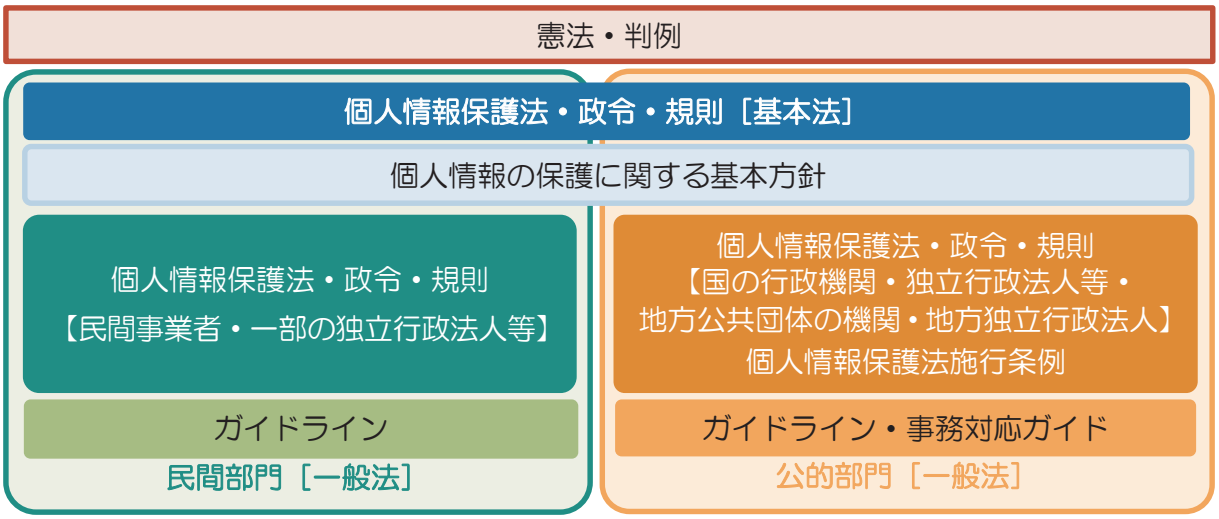
(1) 個人情報保護制度の概要

ア　個人情報保護法の体系

個人情報保護法[41]は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている（第１条）。

また、個人情報保護法には、我が国全般にわたる個人情報の保護に関する施策を総合的に推進するための基本的枠組みについて定めた基本法的部分に加え、民間部門に適用される規律を定める部分及び公的部門に適用される規律を定める部分が併存する（図表参照）。

（図表）個人情報保護法の全体像



（個人情報保護委員会資料を基に当室作成）

イ　個人情報とは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、以下のいずれかに当たるものを指す（第２条第１項・第２項、施行令[42]第１条、図表参照）。

（図表）個人情報の定義

定　義	具体例
当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	氏名、生年月日、顔写真等（メールアドレスも該当する場合がある）
個人識別符号が含まれるもの	運転免許証番号、マイナンバー、ＤＮＡ、指紋・静脈の特徴情報等

（当室作成）

41　「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

42　「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号）

ウ　民間部門に適用される規律

民間部門に適用される規律としては、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等[43]を事業の用に供している者。営利・非営利を問わない。）が遵守すべき義務、罰則等がある。

具体的には、個人情報の利用目的の特定・通知、適正な取得、個人データ[44]の正確性の確保、安全管理措置、従業者・委託先の監督、漏えい等の報告、第三者提供の制限、外国にある第三者への提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等が規定されている。

エ　公的部門に適用される規律

公的部門に関する規律が適用される機関（行政機関等）は、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人である（第２条第11項）。

行政機関等が遵守すべき義務は、民間部門と概ね同じであるが、行政機関等は公権力を行使して容易に広範な個人情報を収集し得る立場であるため、民間部門より厳しい規制もある。他方で、行政運営の効率化等を図る観点から、行政機関等は「相当の理由」があれば本人の同意がなくても利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる（第69条第２項）など、民間部門より簡素な規制もある。

オ　個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者等に対して、個人情報保護法に基づく監視・監督を行うとともに（第132条）、マイナンバー法[45]に基づく監視・監督を行う、合議制の第三者機関である。同委員会は、内閣府の外局で、内閣総理大臣の所轄に属する（第130条）が、独立して職権を行うことが明記されており（第133条）、「国家行政組織法[46]」第３条に基づく委員会（いわゆる三条委員会）に相当する。

(2) 制定及び改正の経緯

我が国では、地方公共団体が国より先行して、昭和40年代後半より個人情報保護条例の整備が進められた。国においては、昭和63年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律[47]」が制定された後、平成15年に、民間部門及び公的部門のそれぞれに適用される規律として個人情報保護関連５法が制定された[48]。

[43] 個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び②特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（第16条第１項）。

[44] 個人情報データベース等を構成する個人情報（第16条第３項）

[45] 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

[46] 昭和23年法律第120号

[47] 昭和63年法律第95号

[48] ①個人情報保護法、②「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）、③「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（同第59号）、④「情報公開・個人情報保護審査会設置法」（同第60号）、⑤「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第61号）

個人情報保護法は、これまで３回改正された（平成27年改正法[49]、令和２年改正法[50]及び令和３年改正法[51]）。特に令和３年改正法では、これまで別の法律や条例で定められていた民間部門と公的部門の規律を個人情報保護法に一元化することとされた。

(3) 個人情報保護制度の今後

個人情報保護法の令和２年改正法には、同改正法の施行後３年ごとに施行状況について検討を行う規定（いわゆる３年ごと見直し）が置かれている（附則第10条）。

同規定に基づき、個人情報保護委員会では、令和５年11月から法改正に向けた検討を開始し、令和６年６月には中間整理[52]を公表した[53]。また、当該整理を踏まえ、一層の意見集約作業が必要だと考えられる論点（課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度等）については、有識者検討会を開催して検討を進め、同年12月に有識者検討会の報告書[54]を公表した。その後、同委員会は、令和７年１月に今後の検討の進め方[55]を公表し、中間整理に対する意見や事務局ヒアリング[56]等を通じて得られた視点を踏まえ、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的課題の再整理を行った。

主な課題として、①個人データ等の取扱いにおける本人の関与（同意規制、個人の権利利益を害するおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応）、②個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクへの適切な対応（委託事業者への対応、身体的特徴に係るデータ）、③個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性の確保（課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度の導入の要否、漏えい等報告）等が挙げられている。

政府は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月13日閣議決定）において、これらの課題を踏まえ、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での改正案について、早期に結論を得て提出を目指すこととしている[57]。

内容についての問合せ先
内閣調査室　正木首席調査員（内線 68400）

[49] 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）

[50] 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和２年法律第44号）

[51] 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和３年法律第37号）

[52] 個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しに係る検討の中間整理」（令和６年６月27日）

[53] 公表日（６月27日）から7月29日まで当該整理に対する意見募集を実施。1,731の団体・事業者又は個人から延べ2,448件の意見が寄せられた。

[54] 「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討会報告書」（令和６年12月25日）

[55] 「『個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進め方」（令和７年１月22日）

[56] 「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般」として、個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項について、幅広いステークホルダーからの意見を聴取し、整理するため、個人情報保護委員会事務局において、令和６年11月から12月にかけて有識者及び経済団体・消費者団体等へのヒアリングを実施した。

[57] 同計画68頁